

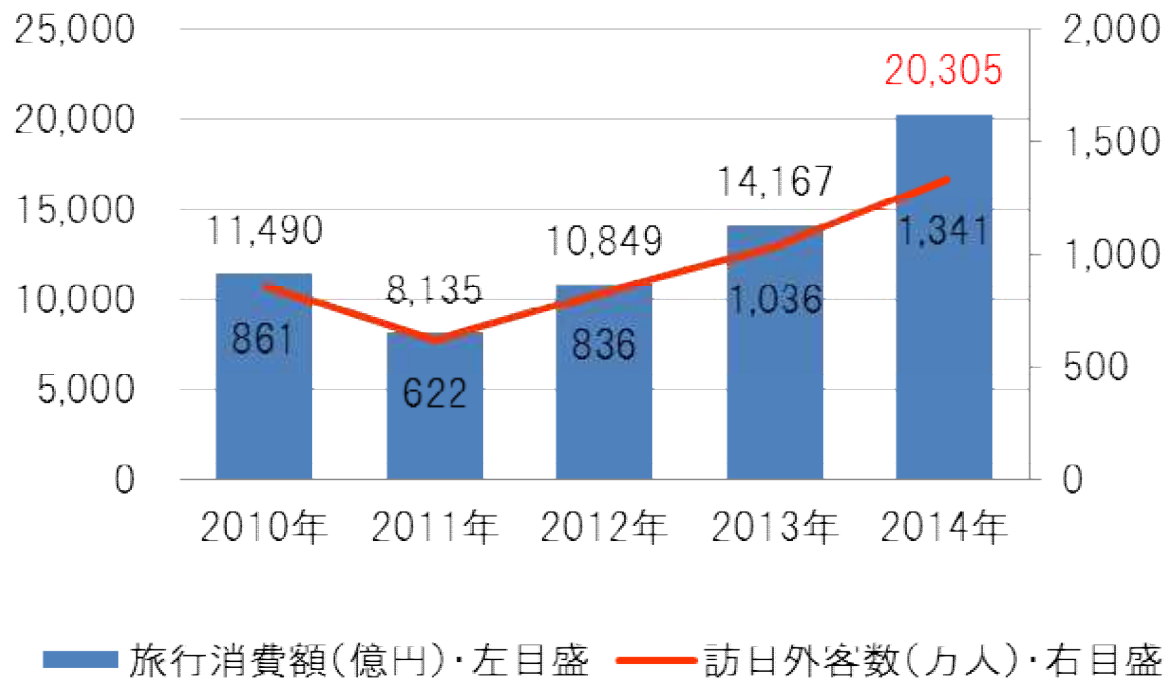
訪日外国人によるショッピングの振興について



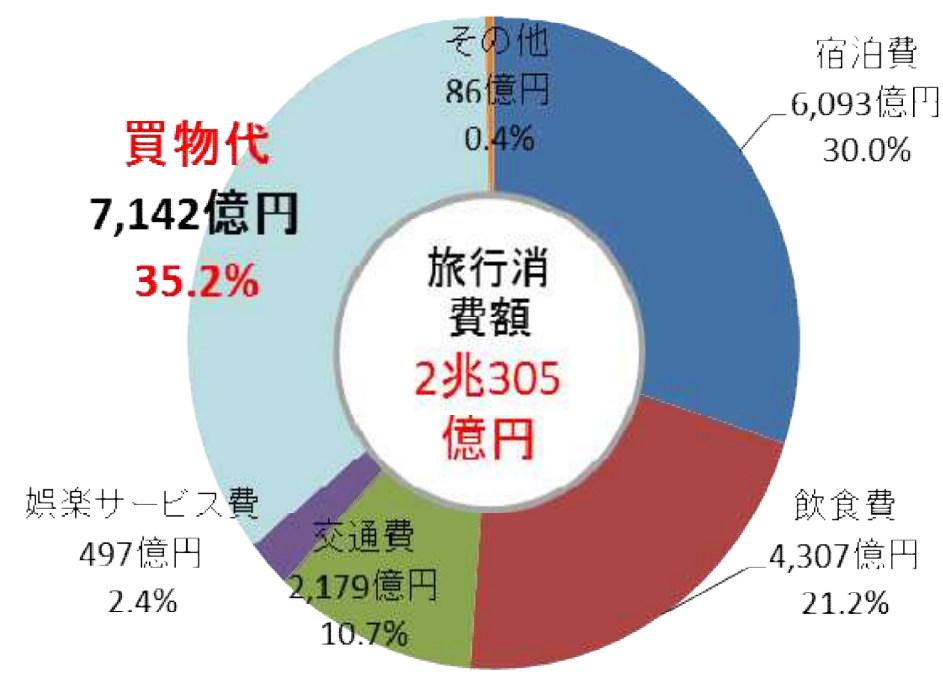
- 訪日外国人は、2014年は日本で2.3兆円消費しているが、その35.2%に当たる7142億円を買い物で消費(p.2)。
- 政府は、訪日外国人による買物消費の経済効果に注目し、2014年10月より免税制度拡充第一弾(免税品目の拡大)を実施(p.3)。
- こうした流れの中で、免税店数は大幅に増加(p.4)。百貨店における外国人売上高や、総売上高に占める外国人売上高の比率は、急上昇(p.5-9)。
- 訪日外国人の買物消費行動をより便利にして、買物消費額を拡大するため、政府は、2015年4月より免税制度拡充第二弾(免税手続委託・合算等)を実施予定(p.10-12)。
- 従来より、訪日外国人が一目で免税店を見分けられるようにするため、免税店のシンボルマーク制度もある(p.13)。
- 物販業等の皆さんにおかれては、拡充免税制度が地域経済にもたらすメリットをご理解いただき、免税店となって訪日外国人の買物消費を促すことをご検討いただきたい。
- また、政府が支援し、オールジャパンで外国人にショッピングを訴求しようとしているジャパンショッピングフェスティバルへの参加もご検討いただきたい(p.14)。
- 訪日外国人は、カードで決済を行う場合もかなり多い(p.15)が、カードが利用できずに困るとい声も多い(p.16)。他方で、銀聯カードは日本国内でもかなりのスピードで普及してきている(p.17)。現金の持ち合わせの少ない訪日外国人も円滑に買物できるよう、銀聯カードを含むカードが利用できるようにすることにつきご検討いただきたい。

○訪日外客数は大幅に増加し、訪日外客の旅行消費額も大幅に増加。
 ○訪日外客の旅行消費の35.2%、7142億円を買物代が占める。

【旅行消費額と訪日外客数の推移】



【訪日外国人の費目別旅行消費額(2014年)】



○ これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、**平成26年10月1日より全ての品目が免税対象となった。**

○ **一般物品(消耗品以外のもの)**



家電製品



着物・服



カバン

○ 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**一般物品**の販売合計額が、**1万円を超えるもの**

○ **消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)**



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

○ 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円を超え、50万円までの範囲内のもの**

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。
※ 酒の販売には「**酒類販売業免許**」、たばこの販売には「**たばこ小売販売業の許可**」が必要。

消費税免税店の都道府県別分布と増加の状況

都道府県別の輸出物品販売場数（全国9,361店 2014年10月1日時点）

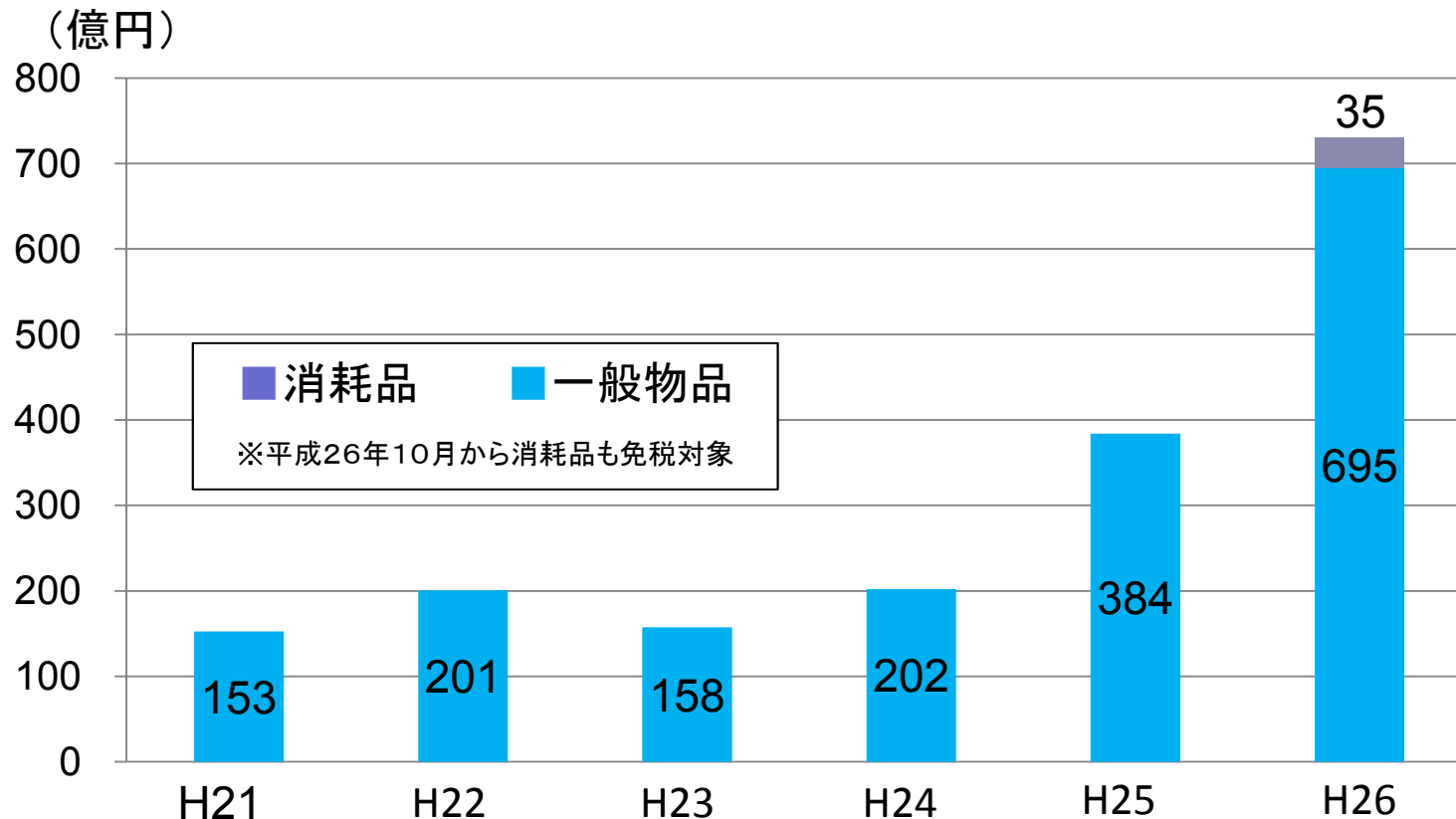
	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
札幌国税局	283	594	311	209.9%
北海道	283	594	311	209.9%
仙台国税局	81	156	75	192.6%
青森	5	12	7	240.0%
岩手	2	18	16	900.0%
宮城	58	94	36	162.1%
秋田	2	7	5	350.0%
山形	5	8	3	160.0%
福島	9	17	8	188.9%
関東信越国税局	274	509	235	185.8%
茨城	34	66	32	194.1%
栃木	34	69	35	202.9%
群馬	16	22	6	137.5%
埼玉	93	211	118	226.9%
新潟	46	53	7	115.2%
長野	51	88	37	172.5%
東京国税局	2674	4172	1498	156.0%
千葉	197	383	186	194.4%
神奈川	229	468	239	204.4%
東京	2238	3268	1030	146.0%
山梨	10	53	43	530.0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
金沢国税局	99	122	23	123.2%
富山	68	73	5	107.4%
石川	29	46	17	158.6%
福井	2	3	1	150.0%
名古屋国税局	365	595	230	163.0%
岐阜	28	57	29	203.6%
静岡	95	161	66	169.5%
愛知	194	296	102	152.6%
三重	48	81	33	168.8%
大阪国税局	1267	2084	817	164.5%
滋賀	27	52	25	192.6%
京都	187	351	164	187.7%
大阪	852	1259	407	147.8%
兵庫	180	307	127	170.6%
奈良	13	49	36	376.9%
和歌山	8	66	58	825.0%
広島国税局	126	220	94	174.6%
鳥取	6	23	17	383.3%
島根	1	6	5	600.0%
岡山	31	56	25	180.6%
広島	68	114	46	167.6%
山口	20	21	1	105.0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
高松国税局	50	87	37	174.0%
徳島	2	3	1	150.0%
香川	25	48	23	192.0%
愛媛	19	25	6	131.6%
高知	4	11	7	275.0%
福岡国税局	422	587	165	139.1%
福岡	371	507	136	136.7%
佐賀	24	37	13	154.2%
長崎	27	43	16	159.3%
熊本国税局	54	97	43	179.6%
熊本	15	24	9	160.0%
大分	15	22	7	146.7%
宮崎	10	15	5	150.0%
鹿児島	14	36	22	257.1%
沖縄国税事務所	82	138	56	168.3%
沖縄	82	138	56	168.3%
合計	5777	9361	3584	162.0%

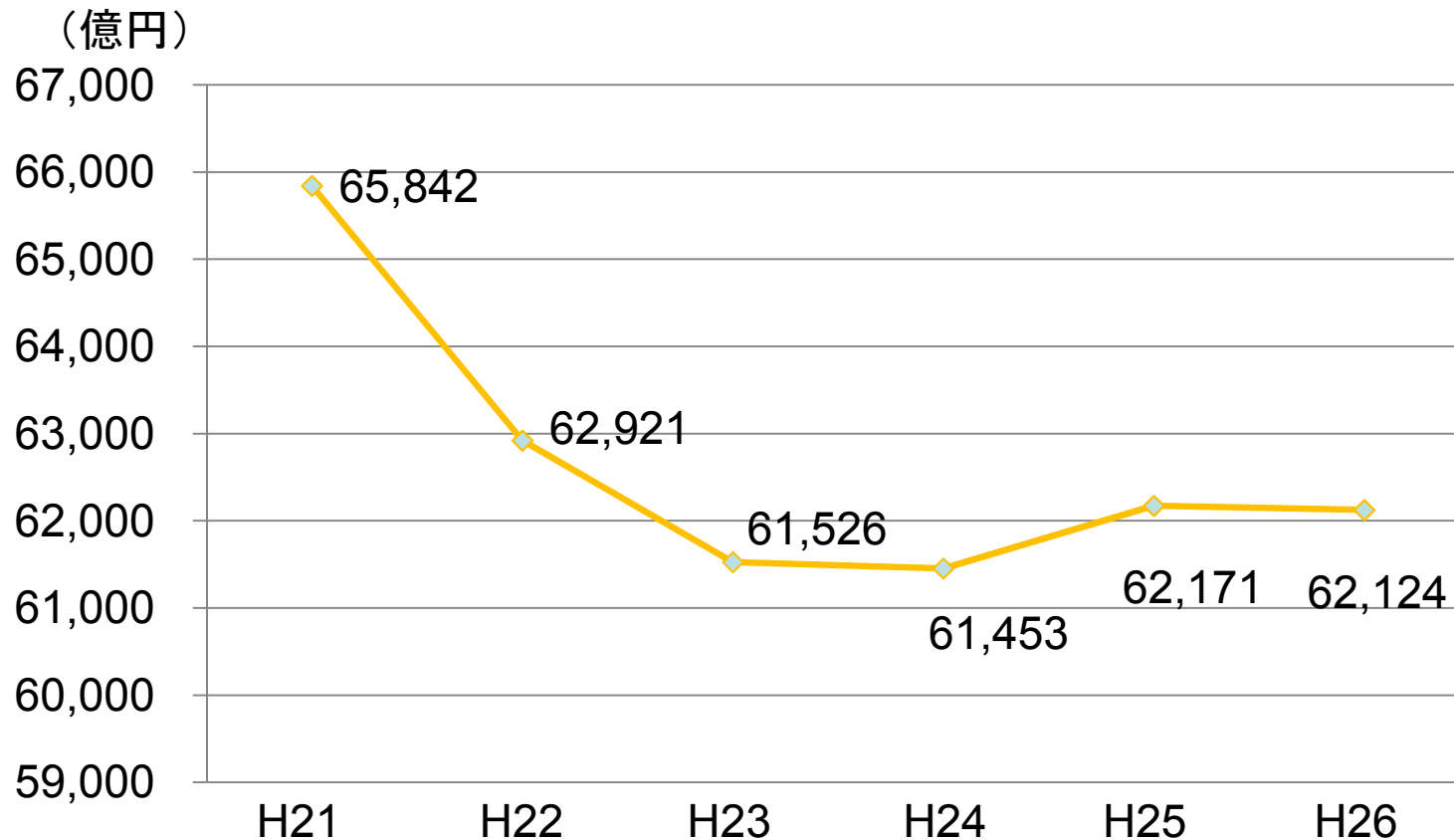
2014年10月1日現在：国税局所管地域別（国税庁集計）

○百貨店における外国人売上高の総額は、平成23年以降急激に増加する傾向にあり、平成26年には730億円になった。



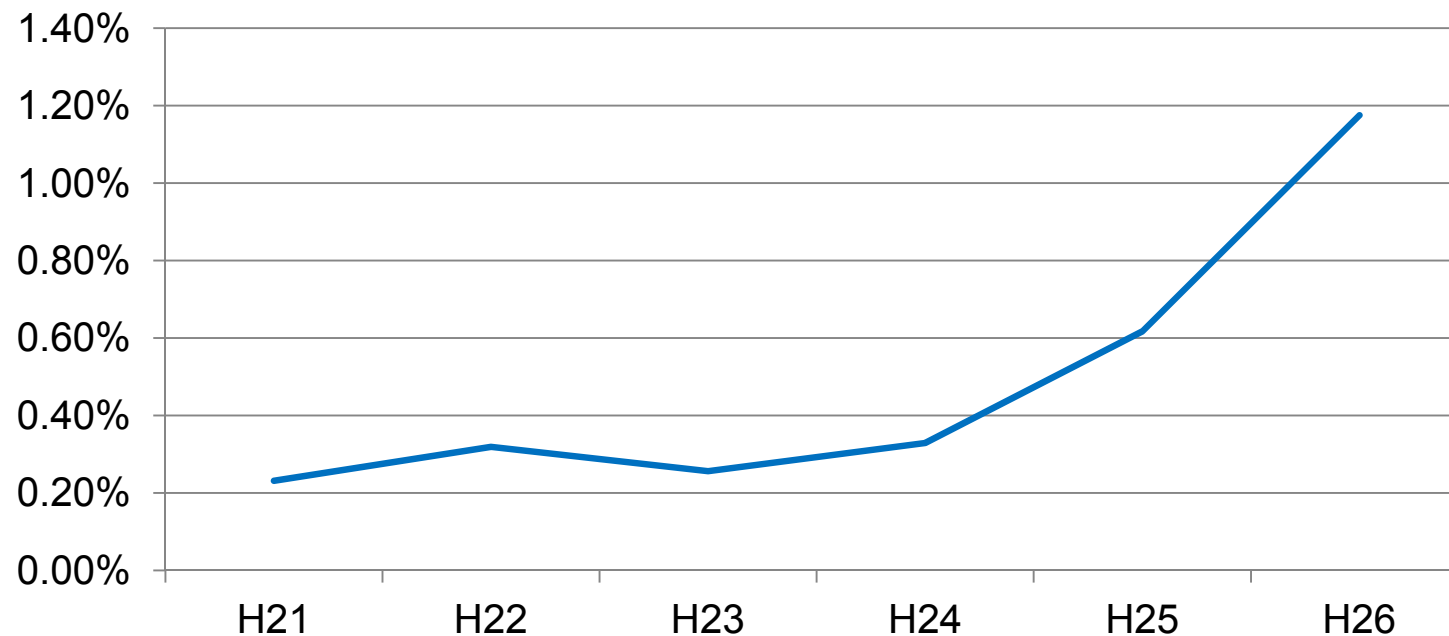
日本百貨店協会ホームページ公表資料より作成

○百貨店における売上高は、ここ数年の間、6兆1000億円から6兆3000億円程度で推移。



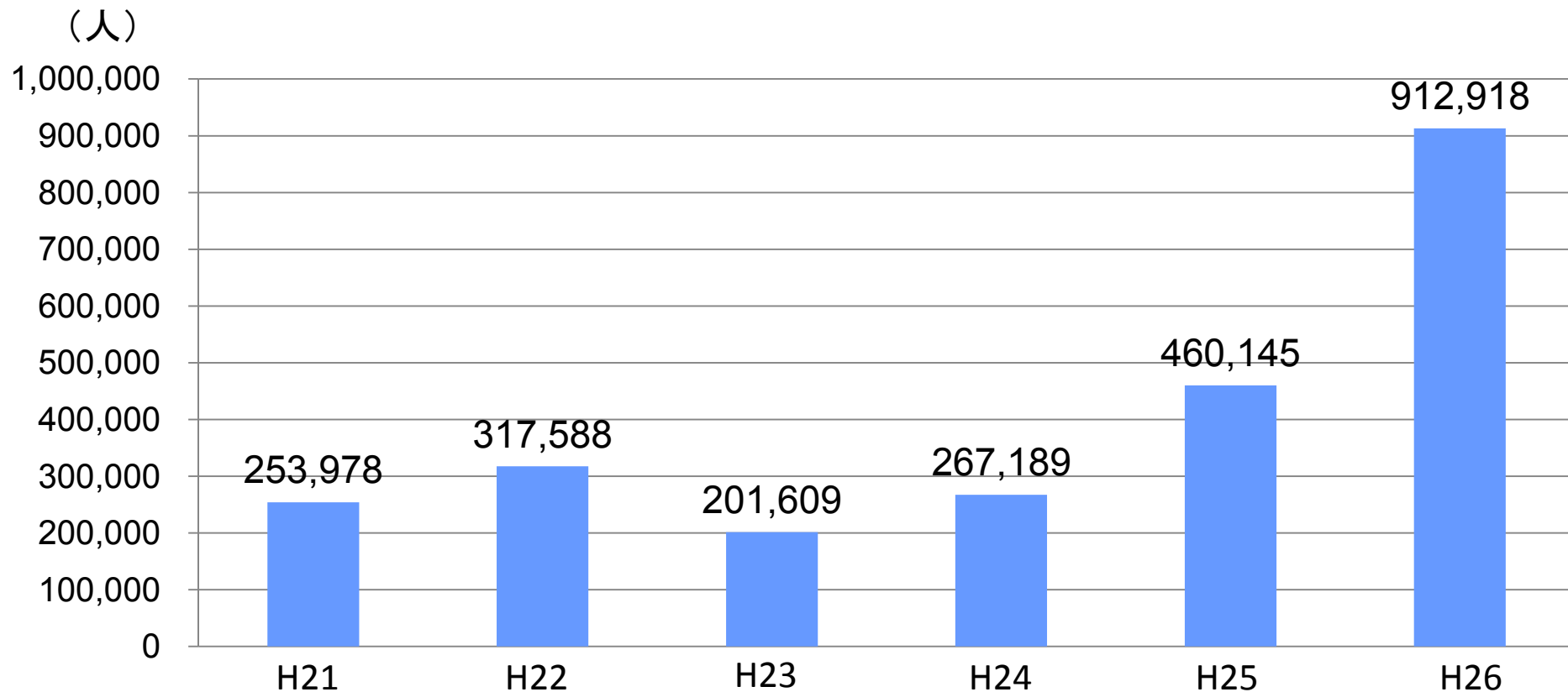
日本百貨店協会ホームページ公表資料より作成

○百貨店の売上高に占める外国人売上高の割合は、平成23年から急激に増加傾向にある。



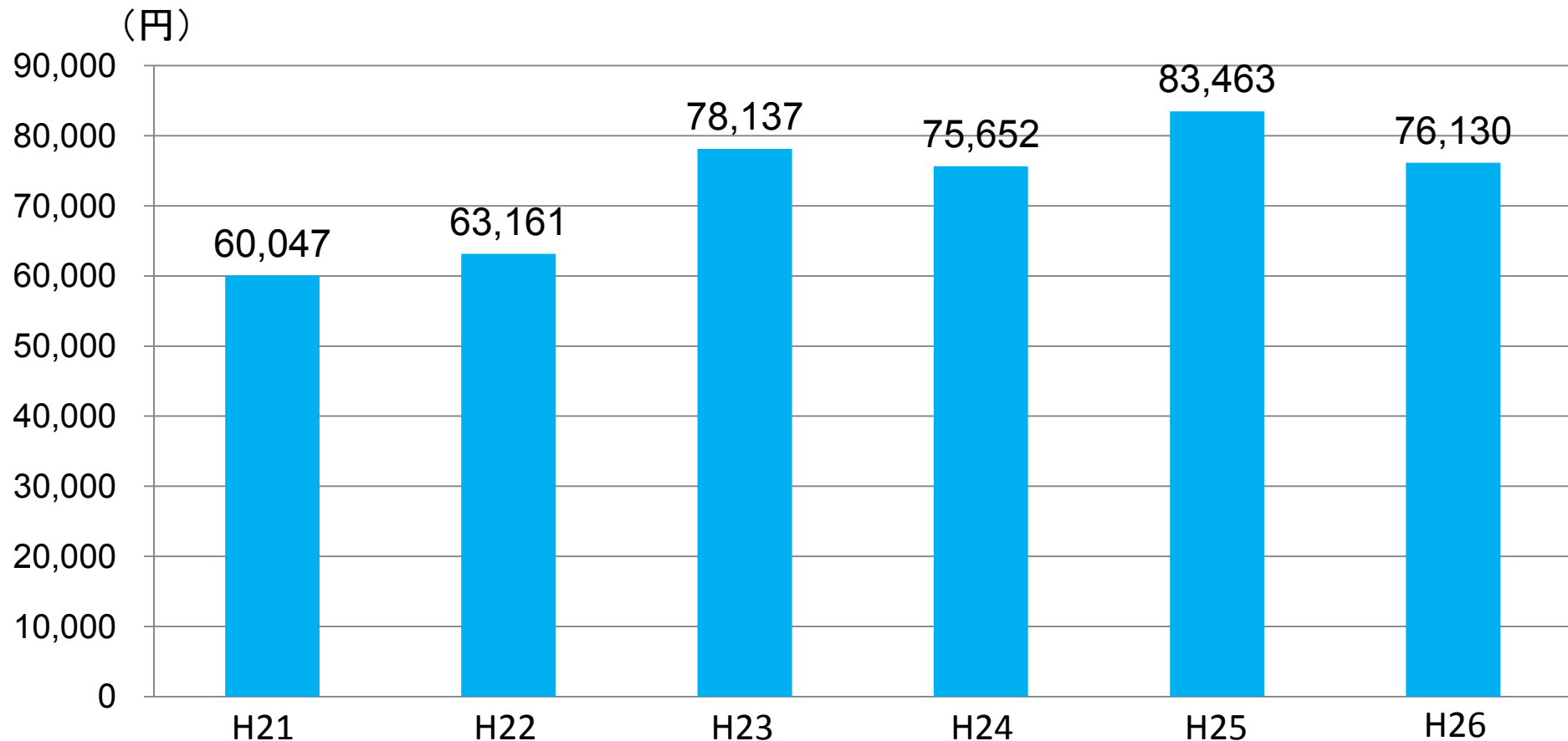
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全体の売上高	65,842	62,921	61,526	61,453	62,171	62,124
外国人売上高	153	201	158	202	384	730
外国人売上高の割合	0.23%	0.32%	0.26%	0.33%	0.62%	1.18%

○百貨店における外国人購買客数も、平成23年以降急激に増加する傾向にあり、平成26年には91万人になった。



日本百貨店協会ホームページ公表資料より作成

○平成25年から26年にかけて外国人購買客数が2倍近くに増加したが、購買単価は9%程度しか下がっていない。





【拡充第二弾】① 手続委託型輸出物品販売場制度の創設(概要)

免税手続を第三者へ委託することにより、商店街・物産センター等において、免税手続の一括カウンターを設置を可能とする(2015年4月1日より制度開始)。

併せて、一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算を可能とする(ただし、一般物品と消耗品は区別)。

施策の背景

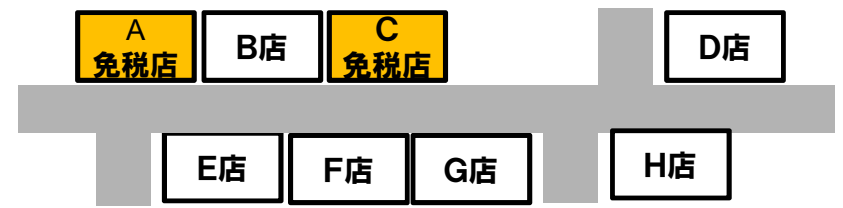
2014年10月1日より全品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。外国人旅行者がより一層買い物を楽しむことができるよう、地方の商店街等における免税店の拡大と外国人旅行者の利便性向上が必要。

要望結果の概要

商店街における一括カウンターの設置イメージ

【現状】

免税店が一部の店舗のみに留まっており、商店街全体に広がっていない。

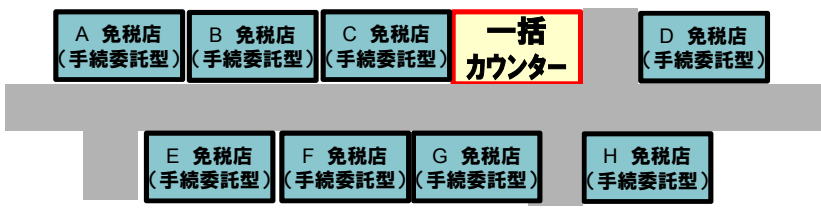


【新制度】

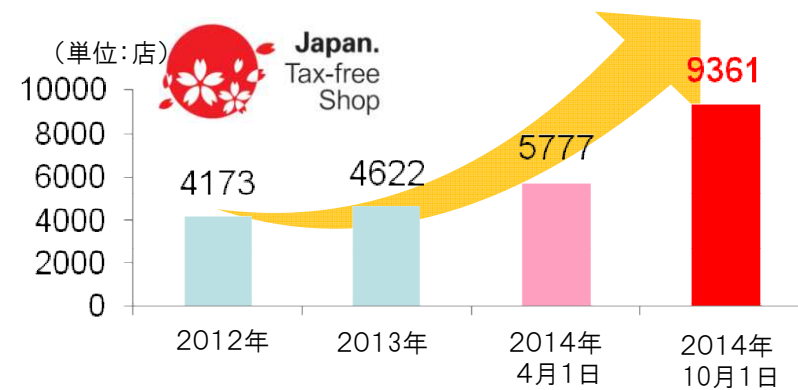
- ① 一括カウンターの設置が可能となり、より多くの店舗が免税店許可を取得し、商店街が一体となって外国人旅行者を誘致。
- ② 外国人旅行者は、一括カウンターにおいて購入金額を合算できるため免税で買い物がしやすくなり、免税手続もまとめて一度にできる。



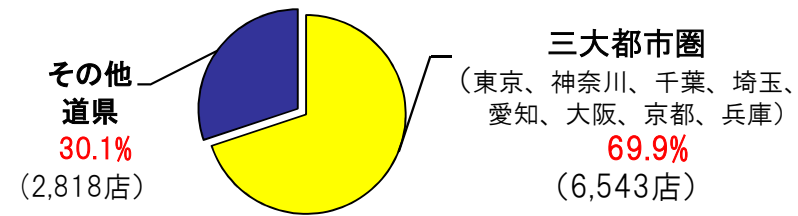
外国人旅行者が免税店でお得に便利に買物を楽しむことで、消費額の増加が期待される。



【免税店数の増加】



《三大都市圏とその他道県における免税店数の割合》



【地域の商店街】

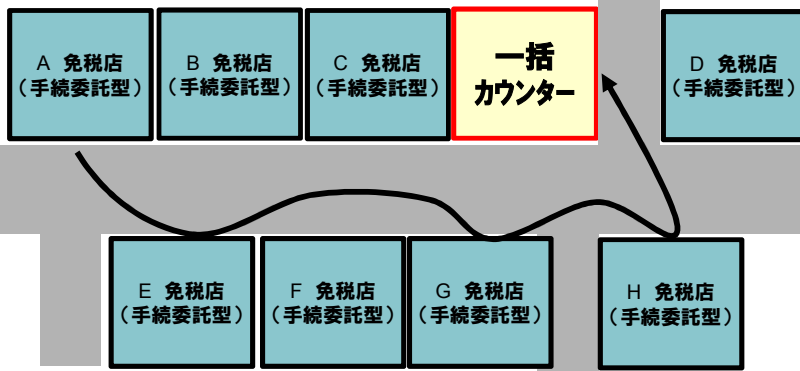


札幌狸小路商店街 (北海道札幌市)



川越一番街商店街 (埼玉県川越市)

一括カウンターでの合算のイメージ



A店で和菓子2,000円を購入
E店で日本酒4,000円を購入 } 消耗品で合算5,000円超

G店で扇子3,000円を購入
H店で着物15,000円を購入 } 一般物品で合算10,000円超

商店街やショッピングセンターの中で、
店舗を越えて合算で免税手続きが可能に！

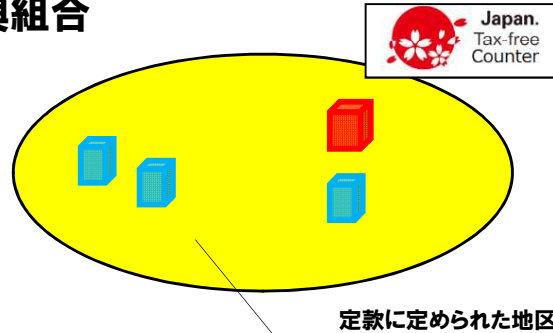
一括カウンターエリアのイメージ

 ... 手続委託型輸出物品販売場  ... 一括カウンター

① 商店街振興組合

一括カウンター設置場所
商店街振興組合の定款に定めた地区

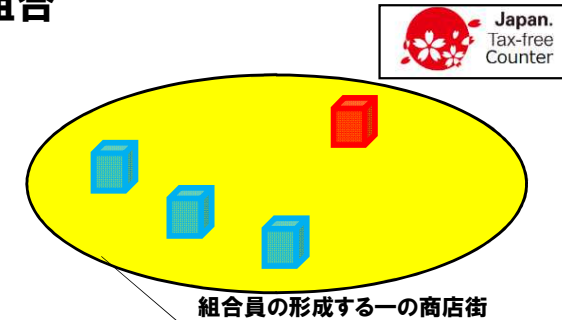
販売店舗の設置要件
上記地区に所在し、商店街振興組合の組合員であること



② 事業協同組合

一括カウンター設置場所
事業協同組合の組合員が形成する一の商店街

販売店舗の設置要件
上記地区に所在し、事業協同組合の組合員であること



③ 大規模小売店舗

一括カウンター設置場所
大規模小売店舗の施設内

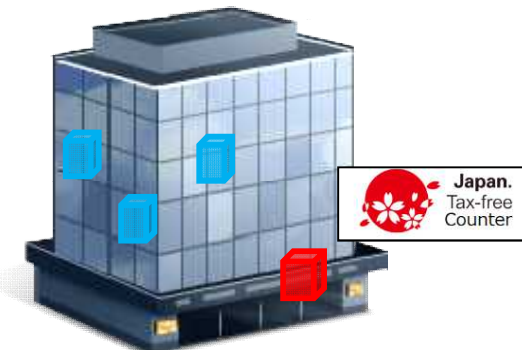
販売店舗の設置要件
大規模小売店舗の施設内



④ 一棟の建物(不動産登記上)

一括カウンター設置場所
一棟の建物内

販売店舗の設置要件
一棟の建物内



○外航クルーズ船が寄港する港湾の港湾施設内に場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みである港湾施設につき税務署長の許可を受けている場合において、その設置日の前日までに輸出物品販売場を設置する旨の届出書を税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度。

◇制度の概要

【対象者】

既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者

【臨時販売場が輸出物品販売場とみなされる手続き】

① 許可申請

:臨時販売場の設置が見込まれる港湾施設についてあらかじめ納税地を所轄する税務署長の許可を受ける。

② 届出書の提出

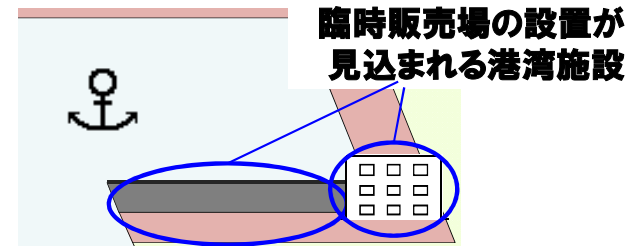
:外航クルーズ船の寄港にあわせて、①の許可を受けた港湾施設に輸出物品販売場(臨時販売場)を設置する旨の届出書を前日までに納税地を所轄する税務署長に提出する。

【制度開始時期】

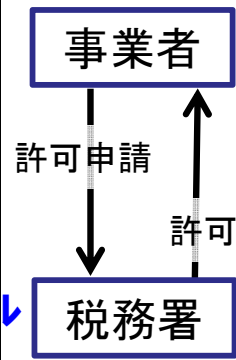
平成27年4月1日(予定)

外航クルーズ船が寄港する見込みのある港湾

① 許可申請

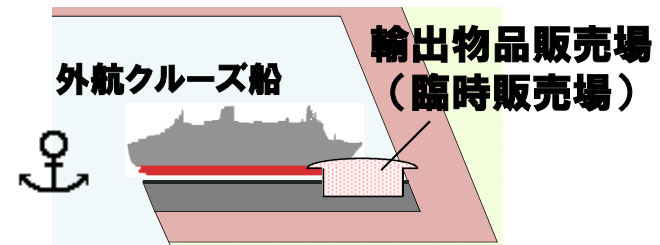


外航クルーズ船の
接岸する岸壁・背後用地
旅客船ターミナル



外航クルーズ船が寄港する港湾

② 届出書の提出



※外航クルーズ船の寄港にあわせて、
その都度届出書を提出すれば、
輸出物品販売場が設置できる。



岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例



※輸出物品販売場とは、
外国人旅行者向けの消費税免税店。

※臨時販売場とは、
外航クルーズ船による外国人旅行者に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場。

- 免税店のブランド化・認知度向上のため、シンボルマークを作成。
- 店頭にてシンボルマークを掲示することにより、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高める。
- 平成26年1月24日より運用を開始（詳細はhttp://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.htmlまで）。

■免税店シンボルマーク



○JNTOを活用した情報発信

- ・免税店 (Tax-free Shop) の利用方法及び免税店のリストを、JNTOのHPやフェイスブックにおいて発信。(<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>)
- ・免税店の利用方法等について、各国のJNTO現地事務所から現地旅行会社、出版社等へ情報提供し、ガイドブック等への掲載を働きかけ。

○観光関係事業者を活用した情報発信

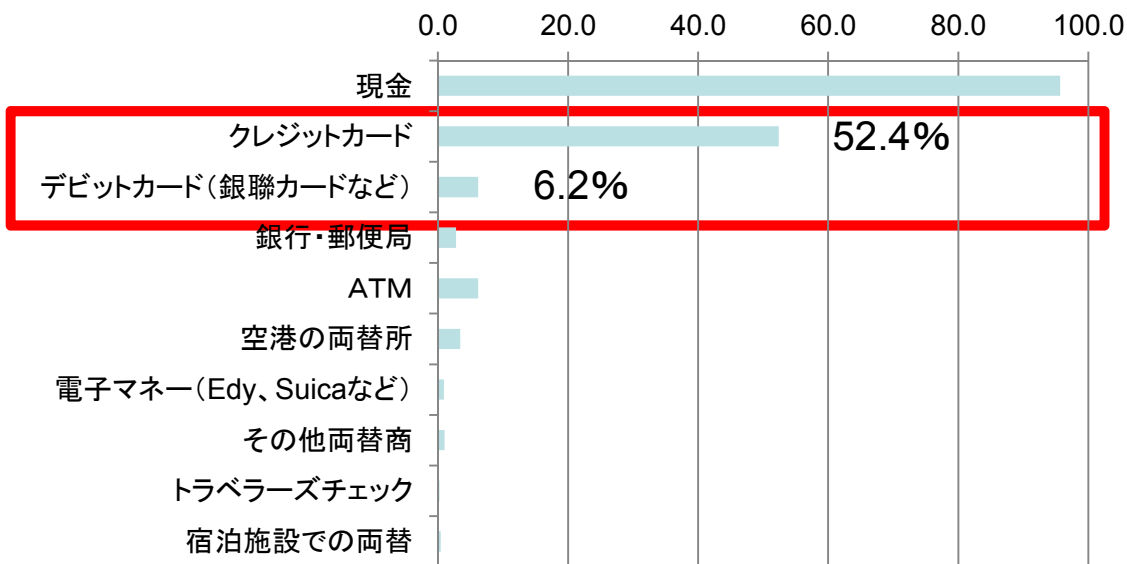
- ・国内外のエアラインに働きかけ、機内誌において免税店の利用方法を紹介。



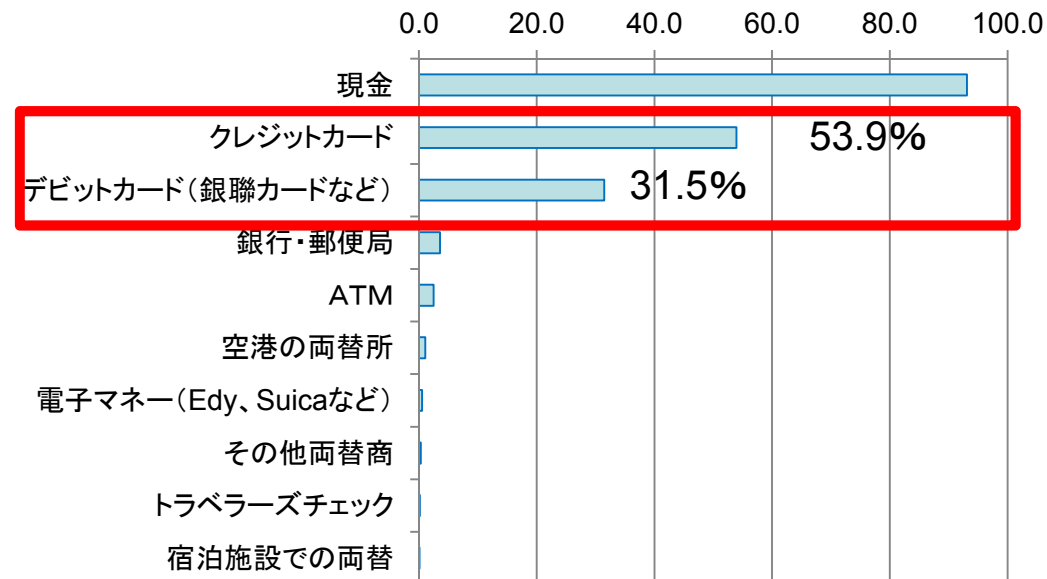
- 一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会(JSTO)主催のオールジャパンで取り組むショッピングプロモーション
- 事業概要
 - ・ ショッピングを軸とした訪日観光プロモーションを実施
 - ・ 一次、二次産業を含めた日本の様々なコンテンツの魅力を発信
 - ・ 複数年継続して進化し続けることを前提としたプロモーションの展開
- 開催時期： 毎年夏(7月～8月)と冬(12月～2月)
- 開催場所： 北海道、東北、中京、関西、福岡、沖縄の都市部を中心とした全国エリア
- 主な内容：
 - ・ JSF公式ウェブサイト、公式SNS、その他のJSTOメディアを使った情報発信
 - ・ JSTOアプリを使った訪日ゲスト向け、プレゼントキャンペーン抽選会「Japan Prize!」への参加
 - ・ 地域連携やシーズンイベントへの参加
 - ・ 受け入れ環境整備に役立つ情報・ツールの入手

○訪日外国人が買物する際、現金で決済することが多いが、カードで決済することも相当多い。特に中国人はデビットカードを利用することも多い。

訪日外国人全体の決済方法・利用金融機関の構成比(%)



訪日中国人の決済方法・利用金融機関の構成比(%)



(観光庁「訪日外国人の消費動向」平成26年10-12月期 報告書より)

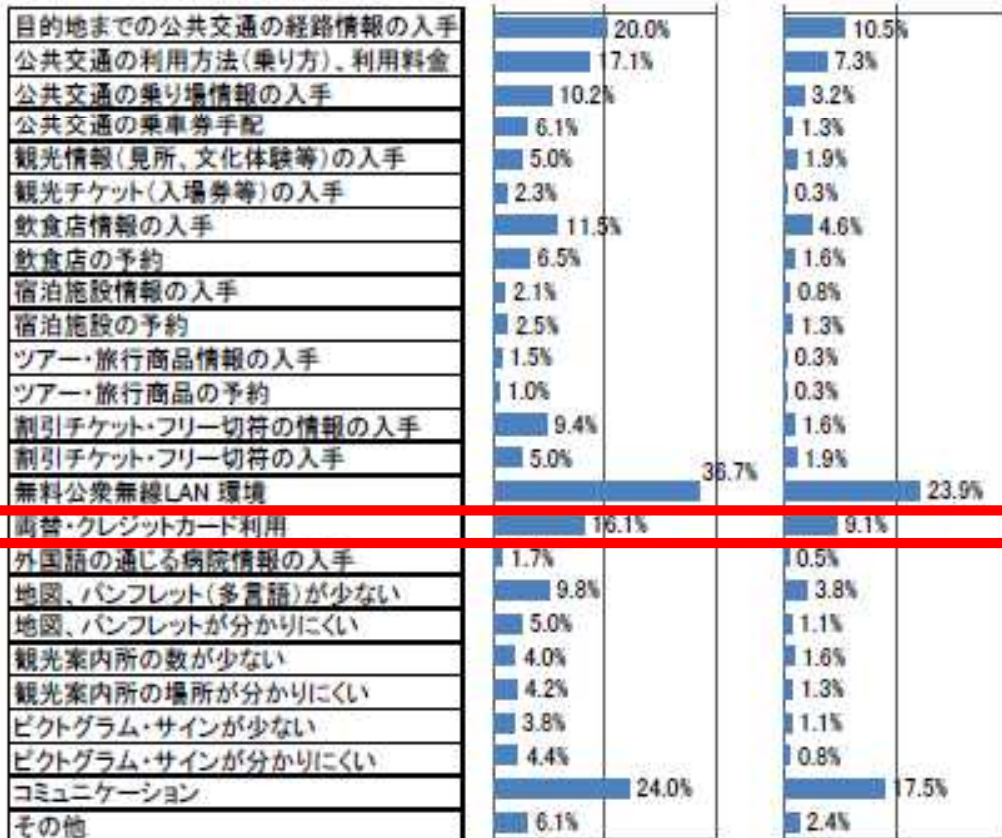
外国人旅行者が困ること ～カード利用～

○「両替・クレジットカード利用」は、外国人旅行者が旅行中困ったことの上から4番目か5番目の項目。特に、地方部においては、上から2番目。

(外国人観光案内所を訪問した外国人旅行者アンケート調査(平成23年10月実施、観光庁)より)

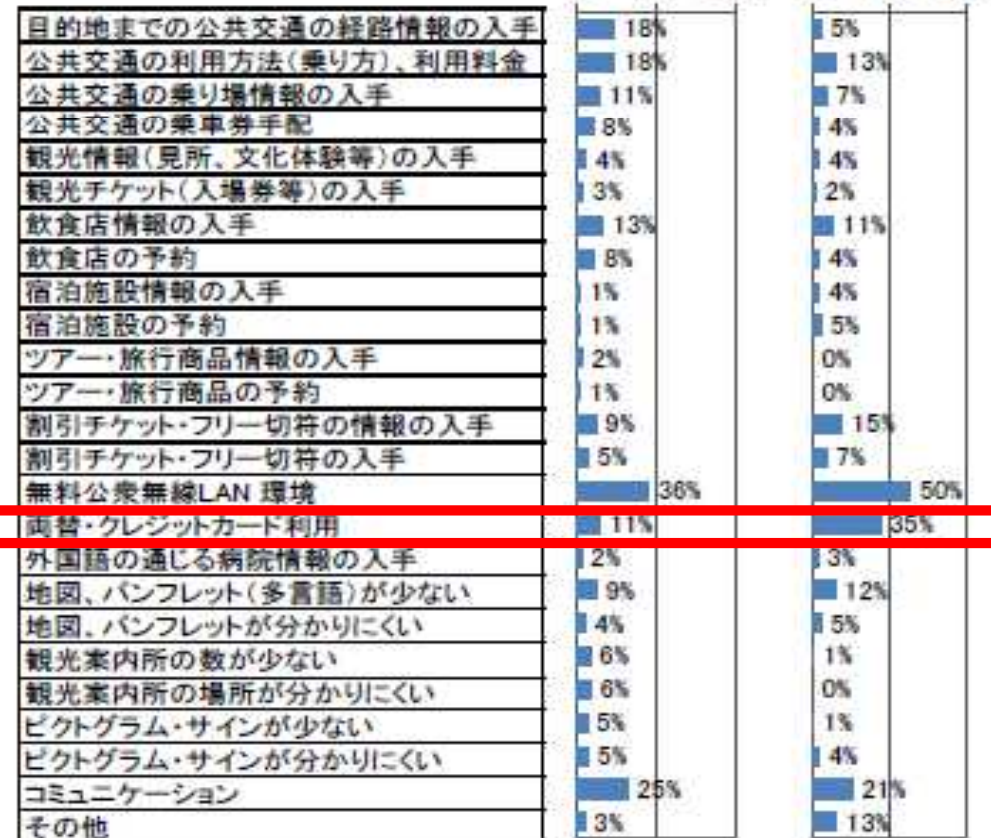
■旅行中困ったこと(MA)

旅行中困ったこと(MA) N=479
旅行中最も困ったこと(SA) N=372



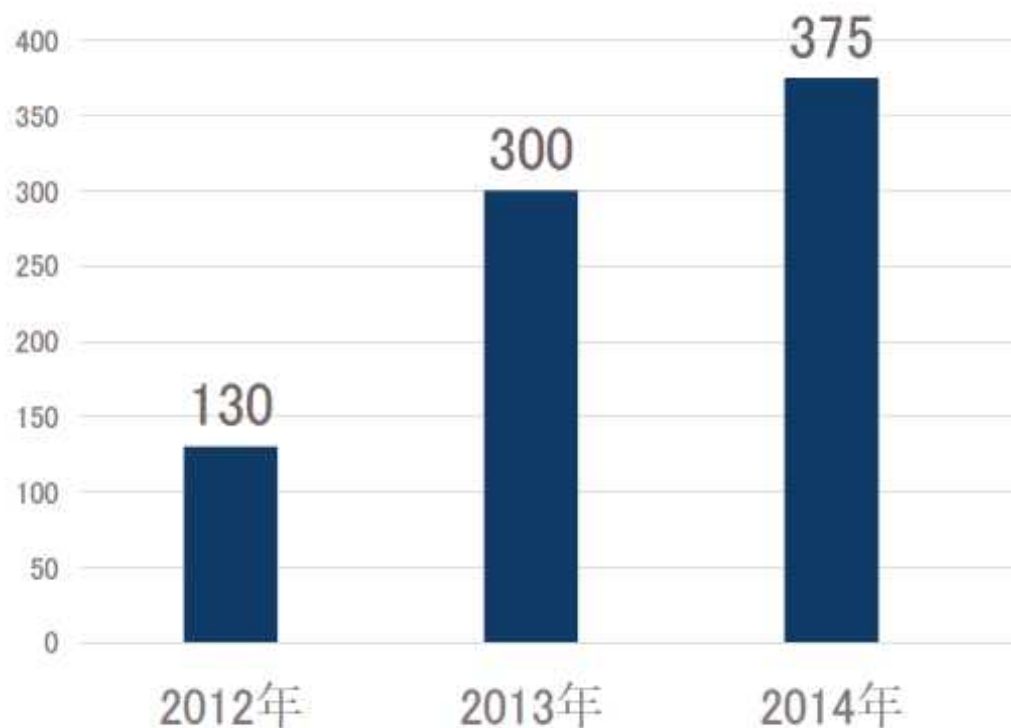
■調査場所別の旅行中困ったこと(MA)

都市部 N=278
地方部 N=111



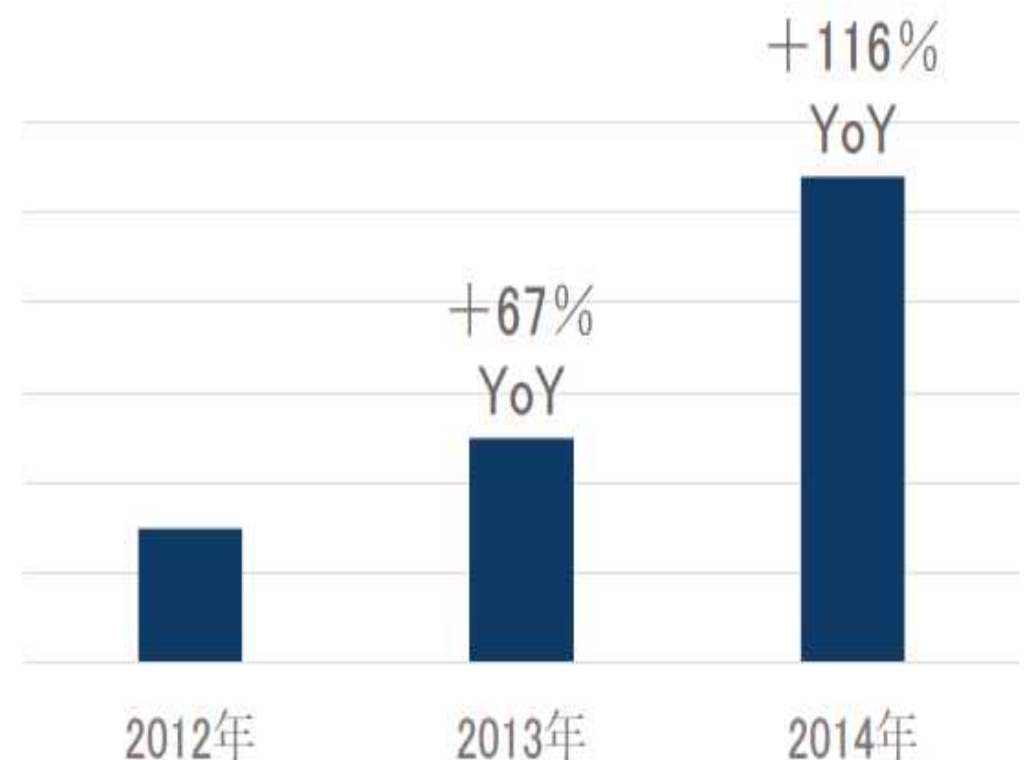
○日本における銀聯の加盟店数及び取扱高は、大きく増加。

【日本における銀聯加盟店数の推移】



(単位:千店)

【日本における銀聯取扱高の推移】



(銀聯国際 東京駐在員事務所の資料(2015年3月)より)